



事業系ごみの適正処理と 減量・リサイクルにご協力を

事業系ごみは次のフロー図のとおり適正処理をお願いします



家庭ごみ

一般家庭から日常生活に伴って出る廃棄物(ごみ)。



事業系ごみ

会社やお店などから事業活動に伴って出る廃棄物(ごみ)。
※事業活動とは営利を目的とした店舗、事務所、工場だけでなく、
学校、官公署などの公共サービス等も含まれます。



産業廃棄物

廃棄物処理法で定められたごみ
(20種類)。

あらゆる事業活動に伴う主なもの

・燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃
アルカリ・廃プラスチック・ゴム
くず・金属くず・ガラス・陶磁器
くず 等

特定の事業活動に伴う主なもの

・紙くず・木くず・繊維くず・動
物性残さ 等

排出できません



一般廃棄物

産業廃棄物以外のごみ。

正しく分別・排出する

リサイクル できないもの

ティッシュペーパーや
紙おむつ等



リサイクルできるもの

生ごみ 古紙等 草等



市では収集も 処分もできません

愛知県資源循環推進課へ
お問合せください。

Tel052-961-2111(代表)

一般廃棄物の処理方法

①一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託

②自ら処理施設に搬入

リサイクルできないもの ▶ 市のクリーンセンターへ搬入してください

リサイクルできるもの ▶ 再生利用事業者へ処理を依頼し、搬入してください

詳しくは裏面へ→

ごみの減量とリサイクルにご協力を

春日井市で発生するごみの2～3割が、事業系ごみです。家庭ごみは減少していますが、事業系ごみはまだまだ増加傾向にあります。リサイクル等を進めてごみを減らすことは、企業イメージの向上やごみ処理費用の削減などにつながります。皆様のご協力をお願いします。

リサイクルによるメリット

イメージアップ

ごみ減量やリサイクルを推進し、環境に配慮した事業活動は企業のイメージアップにつながります。



コスト削減

ごみの処理には費用がかかります。ごみを減量することは、ごみ処理費用の削減につながります。



職場内の活性化

ごみを出さない職場や製品づくりを目指すことは、従業員の意識を高め、製品の減量化や仕事の効率化につながります。



資源のリサイクル方法について

生ごみ

生ごみは、事業系ごみに占める割合が高く、リサイクルに取り組むことで大きな効果が得られます。次の2つの方法で生ごみのリサイクルを進めることができます。

①登録再生利用事業者に処理（肥料化・飼料化）を依頼する。

②生ごみ処理機等を利用し、自己処理による減量やリサイクルをする。



2つの方法が
できない事業所でも・・・

水切りするだけで、
ごみの減量に
なります！！

食品リサイクル法

食品製造業、加工業、卸売業、小売業、飲食店などの食品関連事業者は、食品廃棄物の発生抑制・再生利用に努めることが義務づけられています。

古紙等

市のクリーンセンターには、資源化できるもの（古紙等）の搬入はできません。古紙回収業者等にご相談ください。シュレッダー古紙や機密文書もリサイクルできます。

草等

民間施設で堆肥化することができます。ごみの減量と資源化のため、ぜひご活用ください。